

第 7 回

熊本県議会

T P P 対策特別委員会会議記録

平成26年6月23日

開 会 中

場所 全員協議会室

第7回 熊本県議会 TPP対策特別委員会会議記録

平成26年6月23日(月曜日)

午後1時29分開議

午後2時34分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) TPP交渉に関する件
TPP交渉の現状について
- (2) 付託調査事件の閉会中の継続審査について
- (3) その他

出席委員(12人)

委員長 早川英明
副委員長 藤川隆夫
委員 西岡勝成
委員 鬼海洋一
委員 城下広作
委員 松田三郎
委員 吉永和世
委員 佐藤雅司
委員 小早川宗弘
委員 松岡徹
委員 淵上陽一
委員 早田順一

欠席委員(2人)

委員 山本秀久
委員 村上寅美

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長 錦織功政
政策審議監 柳田誠喜
首席審議員兼
企画課長 小原雅晶

知事公室

政策調整監 白石伸一

総務部

人事課長 青木政俊

健康福祉部

健康福祉政策課長 渡辺克淑

首席審議員兼

健康危機管理課長 一喜美男

医療政策課長 立川優

国保・高齢者医療課長 大塚陽子

環境生活部

環境政策課長 正木祐輔

くらしの安全推進課長 開田哲生

商工観光労働部

総括審議員兼

政策審議監兼

商工政策課長 高口義幸

産業支援課長 古森美津代

企業立地課長 寺野慎吾

農林水産部

政策審議監 濱田義之

首席審議員兼

農林水産政策課長 田中純二

農産課長 下舞睦哉

畜産課長 矢野利彦

林業振興課長 江上憲二

水産振興課長 平山泉

土木部

監理課長 成富守

出納局

管理調達課長 田上英充

事務局職員出席者

政務調査課主幹 松野勇

政務調査課主幹 法川伸二

午後1時29分開議

○早川英明委員長 ただいまから、第7回 TPP対策特別委員会を開会いたします。

それではまず、本日は、本年度最初の執行部を交えましての委員会でありますので、一言御挨拶を申し上げたいというふうに存じます。

藤川副委員長とともに、本委員会の円滑な運営に努めてまいりますので、皆様方の御協力をよろしくをお願いを申し上げたいというふうに思います。

TPP交渉は、その結果によっては県内経済などに大きな影響が出るのが予想されることから、県民の不安の受け皿として、また、国に対しての熊本の意見を集約するため、特別委員会を設けて審議を続けておるところであります。

交渉は最終局面を迎えていると言われておりますが、今後いろいろ難しい局面もあるかと思っておりますけれども、執行部としっかり情報を収集、共有しながら取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、執行部を代表して、錦織企画振興部長から御挨拶をお願いします。

○錦織企画振興部長 こんにちは。

委員会開会に当たり、執行部を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。

早川委員長、藤川副委員長を初め委員の皆様方におかれましては、昨年度から引き続き、当委員会に付託されましたTPPの交渉の件につきまして御審議をいただいておりますが、県議会におかれましては、昨年6月、TPPに特化した特別委員会を全国で初めて設置され、定例会だけでなく、有識者を招いての勉強会など精力的に御活動いただき、改めて敬意を表します。

また、秘密保持協定のため、詳細な情報提供が政府からない中のTPPにつきまして、多くの県民が不安を抱かれる中、今まで7回の意見書を提出されたことにつきましても、深く感謝を申し上げる次第でございます。

県では、この問題に関し、昨年3月の安倍総理のTPP交渉参加表明を受け、知事を本部長とした情報連絡本部を直ちに設置いたしました。閣僚会合など主だった動きの後で開催される政府の説明会への出席など、可能な限りの情報収集を行い、庁内で情報連絡会議を開催し、情報共有等に取り組んでおります。また、本年3月27日には、県議会議長とともに蒲島知事が、国民に対し十分な情報を提供することなどを国に要望してまいりました。

本年度第1回となります本日の委員会では、TPP交渉の現状について御報告申し上げます。

報道によりますと、来月はカナダで首席交渉官会合が開催されるようでございます。交渉は最終局面とされておりますが、関税率の議論を含みます市場アクセスのみならず、知的財産、国有企業、環境などの分野でも難しい論点が残っているようでありますし、今後の見通しにつきましては、米国の中間選挙の影響もあるように聞いております。

こうした中、今週26日木曜日には、政府の担当者を講師といたします説明会を開催する予定でございます。執行部といたしましても、県議会の皆様と連携をとりながら精いっぱい頑張りたいと思っておりますので、皆様の御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○早川英明委員長 次に、執行部関係部課

職員の皆さん方の自己紹介を順次お願いします。

（政策調整監、人事課長～管理調達課長の順に自己紹介）

○早川英明委員長 それでは、審議に入ります。

まず、執行部からTPP交渉の現状についての説明の後に、一括して質疑を受けたいというふうに思います。

では、説明をお願いします。

○小原企画課長 企画課の小原でございます。

本日は、2月議会以降のTPP協定交渉をめぐる主な動きなどについて御説明させていただきます。

資料をめくっていただき、1ページ目をごらんください。

まず、TPP交渉をめぐる最近の主な動きについて御説明させていただきます。

なお、四角で囲んでおります第5回の本委員会開催の後、3月17日に第6回の委員会が開催されておりますが、記載しておりません。御了承ください。

アンダーラインを引いております2月議会以降の動きを主に説明いたします。

4月23日にオバマ米大統領が訪日しまして、翌24日に日米首脳会談が行われました。

次に、5月12日から首席交渉官会合がベトナムで開催され、その下の行になりますが、19日から閣僚会合がシンガポールで開催されております。

この一連の日米協議と閣僚会合の結果につきましても、6月2日と6月6日に政府による説明会が東京で開催されておりますので、この後説明させていただきます。

続きまして、2ページ及び3ページをごらんください。

2ページと3ページ目は、県議会並びに執行部の主な取り組みを振り返り、時系列的にまとめた資料でございます。

平成22年度から平成25年度までの間に、太文字の部分でございますが、県議会において7回の意見書が提出されております。また、議長と知事による政府への要望が2回行われております。

3ページのアンダーラインを引いているところが、ことし2月議会以降の主な動きでございます。

3月17日に意見書が可決、3月27日に議長と知事により要望活動が行われております。6月13日には、庁内でTPP協定に係る情報連絡会議を開催しており、交渉の現状について、庁内で情報共有を図ったところでございます。

最後の行は予定になりますが、6月26日には、内閣官房TPP政府対策本部の担当官——内閣参事官級を予定しておりますが、この方を講師とする説明会を県主催で開催いたします。

TPP交渉の現状について、県民への情報提供はもちろんでありますが、後ほど御説明します7月の首席交渉官会合を控えたこの時期に、直接政府の担当官を前に地方の意見を伝える場にもなるかと考えているところでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

ここから資料が縦になります。申しわけございません。

4ページは、先ほど申し上げた、3月27日に内閣府と農林水産省に提出した要望書でございます。

下の部分、記以下に書いてございますとおり、1、農林漁業者が抱えている強い不安を取り除くためにも、農林漁業者が豊かさを実感し、誇りや夢を持てるような我が

国の農林水産業の将来ビジョンを明確にし、その具体化に必要な対策や財源を早急に示すこと、2、国民に対する十分な情報提供に努め、我々農業県のように不安の大きい地方の意見に十分配慮すること、この2点に留意し、TPP協定への加入の是非を判断するよう要望してまいりました。

資料をめくっていただき、5ページをごらんください。

5ページから10ページまでが、6月6日に東京で開催された都道府県を対象とした政府説明会の資料でございます。本県からは、東京事務所職員が出席しております。

5ページの3つ目の丸のところですが、議事次第に書いてあるとおり、政府からTPP交渉の状況について説明があり、その後、意見交換が行われました。

4つ目の丸の資料2のところに、共同プレス声明、TPP閣僚会合（仮訳・原文）と書いてありますが、原文、これは英語で書かれているものがございますが、本日の資料には原文はつけておりませんので、御了承ください。

また、政府の説明会では、日米協議から時系列で説明されたため、本日の委員会も時系列で説明させていただきます。

この後の御説明の順に従って、まず資料の部分ですが、資料3、TPP交渉における日米協議の現状、次に、資料4、日米共同声明（TPP部分）、次に、資料2、共同プレス声明、TPP閣僚会合、最後に、資料1、シンガポール閣僚会合の結果概要の順番に資料をつけております。この点につきましても御了承ください。

続きまして、6ページをごらんください。

東京で行われました日米首脳会談と閣僚協議を、日米協議の現状として内閣官房TPP政府対策本部がまとめたものです。

当日の説明会冒頭、内閣官房の担当官から、さまざまな報道が乱れ飛び、御心配されたのではないかと思います、国会でも、この件に関して一体どうなっているんだという質問を何度もいただいたので、きちんと説明したいとの挨拶がありました。

下の1つ目の丸のところをごらんください。

日米両国は、4月23日から25日の3日間にわたり、日米間の残された課題について、集中的に協議がなされました。議論の中心になっているのは、いわゆる農産品の重要5項目と自動車であることを、政府参考人が国会で答弁しています。

4月に入ってから、甘利大臣と米国通商代表部、USTRのフロマン代表との間で、延べ42時間協議しているとのこと。

丸を1つ飛ばしていただいて、3つ目の丸のところをごらんください。

両首脳からは、今回の首脳会談を一つの節目として、日米間の懸案を解決するため、甘利大臣とフロマン代表の間で交渉するよう指示がありました。

4つ目の丸をごらんください。

この指示を受けまして、アンダーラインですが、日米の重要な懸案について道筋を確認したとのこと。

最後の丸のところですが、アンダーラインのところがございますが、他の参加国との協議を日米が連携して加速していくとのこと。

資料をめくっていただき、7ページをごらんください。

4月25日の日米共同声明のTPP部分でございますが、政府の担当官からは、実際のところは日米で合意した内容はこれがあつて、実質合意や、牛肉が何%、豚肉の差額

関税が何円になるという報道がありました。これらの報道については、事実に即したのではないということを明確に申し上げていると説明がありました。

憶測報道があった理由については2つあり、本文6行目のアンダーラインですが、必要な大胆な措置をとることにコミットしているという部分ですが、コミットは直訳で約束という意味ですが、日本が譲歩しているように捉えられたこと、もう一つは、下から4行目のアンダーラインの部分、両国は全てのTPP参加者に対し、協定を妥結させるため、可能な限り早期に行動することを呼びかけるの部分が、日米が事実上合意しているからこそ、他国に急ぐよう呼びかけると捉えられたことだそうです。

最初の文章につきましては、TPP交渉そのものが21世紀に係る野心的な交渉であって、物品だけではなく、サービス分野や知的財産分野など、さまざまな分野について、場合によっては大胆な措置を各国がとることを期待するものであるため、そういう交渉に日米が既に参加していること自体が大胆な措置をとることにコミットしているということであって、日米がこれから大胆な措置をとろうということ新たに約束したということではなく、現状をそのまま書いたものということだそうです。

2つ目は、日米が、2月の閣僚会議のときまでは、お互いの立場を主張してほとんど進展していなかったため、ルール分野を含めて議論がかなり停滞していたが、今回は、具体的な数字について合意はしていないが、少なくとも妥結に向けて大きく動き出したということで、ほかの国に対しても、日米は動いているから議論を進めてくださいということの日米が呼びかけようということであって、必ずしも合意したから呼び

かけるということではないそうです。

日米協議の結果につきましては、中ほどの点線アンダーラインにもありますが、TPPに関する重要な道筋を特定したという部分が全てということだそうで、政府は、進展以上、合意未満と説明しています。進展はしたが、合意には至っていないということは、米国通商代表部のフロマン代表も、米議会で宣誓して証言しているとのことです。

その中身につきましては、甘利大臣は、記者会見などで方程式の合意と表現されておりますが、この方程式とは、最終の関税率、セーフガード、引き上げ年数など、数字以外のさまざまな要素を含めてのパッケージで決めるということと、農産物、自動車を含めて全体をパッケージとして決めるということだそうで、最終的に日米が合意をするためには、どういう構成要素についてパッケージで合意しなければならないかということについて、共通の認識を得たという趣旨との説明がありました。

4月に行われた日米協議の結果は以上でございます。

続きまして、右側の8ページをごらんください。

5月19日と20日にシンガポールで行われた閣僚会合で発表された共同プレス声明の仮訳ですが、この閣僚会合の概要は、続く9ページと10ページで説明していますので、説明は省かせていただきます。

資料をめくっていただき、9ページをごらんください。

TPPシンガポール閣僚会合の結果概要について、内閣官房TPP政府対策本部がまとめたものがございます。

一番上の丸をごらんください。

この会合には、甘利経済再生担当大臣が

出席されました。

2つ目の丸をごらんください。

今回の閣僚会合の目的が書かれております。日米協議の進展を踏まえ、各国間の2国間交渉を加速し、閣僚間で交渉全体の進捗を評価することを目指し、市場アクセス、ルール双方で残された論点について交渉が前進するよう、全体会合で議論を行ったと書かれています。

ことしの3月10日の本委員会では、次に閣僚会合をやるときは最後の結果を開く段階という政府からの説明を御紹介しましたが、今回は、日米協議の進展を各国に説明して、交渉を早く前に進めようということ各国を確認することと、事務方が議論を積み重ねた状況を確認することのこの2つの理由により開催されたという説明がありました。

結果につきましては、アンダーラインがあります3つ目の丸のところをごらんください。

今後の作業については、分野ごとに、事務レベルで決着すべき論点、閣僚レベルで決断すべき政治的課題に仕分けをし、交渉官にしっかりとマンデート、直訳すると委任された権限という意味ですが、このマンデート、事務レベルに権限を与えて交渉をさせ、さらに、7月に首席交渉官会合を開催するよう指示を出したそうです。

補足として、閣僚レベルで決断すべき政治的課題が相当絞り込まれた時点で閣僚会合を開催するというイメージであり、それがいつかは首席交渉官会合をやってみないとわからないため、次の閣僚会合がいつか触れていないとの説明がありました。

なお、この首席交渉官会合は、7月3日から12日まで、カナダ・バンクーバーで開催を調整中との報道がっております。

次に、4番目の丸のところをごらんください。

参加12カ国のうち、都合が悪くて閣僚が参加しなかった3カ国を除いた8カ国と2国間の協議を行ったそうです。

5番目の丸をごらんください。

市場アクセスについて、各国が2国間交渉を行い、実質的な協議を進めたそうです。担当官からは、それまで日米交渉の様子見していたアメリカ以外の国との間で、100%の関税撤廃を目指すと言われていたニュージーランドを含めて、事務方による協議を進めるということに合意できたということが進展ではないかとの説明がありました。

右側の10ページをごらんください。

一番上の丸でございますが、アンダーラインを引いております。ルール分野では、知的財産、国有企業、環境、この3つについてさらなる議論を行っていくそうです。この知的財産、国有企業、環境が3大難航分野だそうです。

知的財産につきましては、かつてたくさんあった論点は絞り込まれてはいるが、著作権や医薬品のデータ保護期間など、残された論点が非常に難しい判断を要するので、議論がややストップしている状態という説明がありました。

国有企業につきましては、一定の規律をかけることは皆同意はしているが、具体的な話は、各国の実情に合わせてこれから議論されるとのことでした。

環境につきましては、日本に関係する各論はほとんど終わっているが、総論の部分で書きぶりが議論されているとの説明がっております。

それ以外のルール分野についても、100以上の論点が残っており、早く事務方で詰

めて閣僚レベルに上げるものを減らす努力をしないと、閣僚が判断できないというのが合意事項という補足説明がありました。

次に、2つ目の丸をごらんください。

日米間では、全体会合の前に甘利大臣とフロマン代表が会談を行い、アンダーラインにありますように、日米間の懸案の解決に向け、事務レベルで引き続き折衝を続けるそうです。

政府の説明では、資料に書いてないこととして、甘利大臣の記者会見を引用されました。甘利大臣は、閣僚会合で、例外はゼロと言い続けても、いつまでもまとまらないので——この場合のゼロとは、全ての物品の関税撤廃の意味だと思われませんが、お互い譲れない部分があることを認め合って、尊重し合わないまとまらないということを発表され、多くの国が賛同し、共通認識が得られたとのことでした。

また、日米の状況につきましては、5月末と6月に日米で事務協議が行われ、結果は一進一退とのことでした。

最後の丸印をごらんください。

2月の閣僚会合の報告と同じですが、交渉は最終局面を迎えており、我が国としては、早期妥結に向け、引き続き関係国とともに最大限努力していくと政府は報告しています。

政府担当官の説明によりますと、いよいよ詰めの議論をしなくてはならないということになると、お互いの立場がまた鮮明になるということで、交渉はさらに難しくなるとのことでした。

5月に開催されたTPP閣僚会合の結果は以上でございます。

最後に、11ページをごらんください。

さきに委員の皆様方に御案内しておりましたTPP協定に関する説明会について、

改めて御説明を申し上げます。

今週木曜日、26日の午後1時半から、熊本市内のホテルで開催することとしております。現在、この委員の先生方を含めまして、約300人ほどの申し込みがっております。短い募集期間にもかかわらず、TPPについての県内の関心が高いことがうかがえます。

報告資料の説明は以上でございますが、最後に、資料に反映はしておりませんが、昨日22日に複数の新聞報道でありましたオバマ米大統領の発言について御紹介します。

オバマ米大統領は、20日に——先週金曜日です。ワシントンでニュージーランドのキー首相と会談し、11月のアジア訪問までに、米議会などに示せるものを用意し、妥結に向けた議論ができるようにしたいと述べたそうです。

示せるものとは、合意に向けた文書案と思われるのですが、大統領が具体的な交渉日程に言及したのは初めてとのことでした。

なお、11月10日から11日までには、北京でAPECの首脳会談が予定されております。

米国は、11月4日の中間選挙前には、米議会との関係から妥協はできないものとの報道もあっていますが、中間選挙後に文書案を示して国内の支持を取りつけるという日程を示したことになります。

ただし、ただいま御説明したとおり、政府の説明会では、日米の関税交渉などは、重要5項目など協議中であり、妥結のめどが立っているわけではないので、交渉の早期妥結を目指す方針を示すことで交渉を前進させる狙いがあるのではないかとも思われます。

説明は以上でございますが、引き続き県議会の皆様とも連携しながら、情報収集や

政府に対する要望活動等を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○早川英明委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

何かございませんでしょうか。

○鬼海洋一委員 今報告をいただきましたが、報告の中でもありましたように、例えば関税率をぐっと引き下げて、最終的にはその数字で合意するのではないかという、そんな報道が出てきておまして、心配しておりましたが、全くそういうことではないというお話をいただきまして、安心しました。

26日にまた来られると思いますから、その中でもお互い意見交換ができるように、ぜひ担保いただければありがたいと思います。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

○西岡勝成委員 TPPに関しては、農業者と水産は随分、同じ反対でも温度差があるような感じがするんですね。というのは、水産物はかなり関税は下げていますし、そんなにかかってないと思うんですけども、TPPが仮に関税がゼロになった場合に、水産物はデメリットとメリットと両方あると思うんですよ。かなり輸入もいろいろありますし、餌料とかそういうものも。その辺はどういう捉え方をしたらいいんでしょうか。

○平山水産振興課長 水産振興課でござい

ます。

現在、水産物に関しましては、TPP参加国の中では、主な輸入をしている国はございません。日本の場合は、特に中国、韓国からのノリがIQ枠で入っておりますが、TPP交渉には現在両国は入ってございませんので、その点での直接的な影響というのは今のところないのかなと。TPPの交渉が成立した場合は、輸出についてはかなり優位になってくるのかなという感じがいたしております。

現在、国の試算を本県の水産物にそのまま数字を持ってきた場合の前提でございますけれども、アジで約0.8億円ですとか、イワシが一番大きくて4.1億円といった程度の減少が見込まれるといった試算はございます。

ただ、前提といたしまして、加工向けが中心でございますので、本県、特に生鮮物が多うございますから、最悪の場合でこの程度の減少が見込まれるというところかなと思っております。

○西岡勝成委員 ということは、もうほとんど水産に関しては関係はないというような感じですよ。

○平山水産振興課長 現状では、特に輸入の多い中国、韓国がこのTPPに参加していないということで、影響は極めて小さいのかなという感じがいたしております。

○早田順一委員 今の説明を聞かせていただきまして、毎回、国の情報というと、曖昧というか、まだはっきりしてないような言い回しで、県としてもそういう話しかできないんだろうというふうに思いますけれども、TPP協定に係る情報連絡会議とい

うのを熊本県で立ち上げられて、国に対しての情報提供の呼びかけ、あるいは県民に対して国の情報をいろんな形で流しておられるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、ただ、テルサとかで3月もありましたし、今度もまた6月26日にもありますけれども、それに参加される方を見ておりますと、やっぱりどうしても公務員、それから各種団体の方々、まあどうしても昼間ですから仕方ないんだろうなというふうな思いがありますけれども、果たして県民に対して——このTPPに対していろんな不安があられると思うんですよね。だから、今されているのは、ごく一部の意見じゃないかなというふうに思いますけれども、幅広くやっぱり県民の声をリサーチする必要が私はあるんじゃないかなというふうに思います。

これから、交渉が煮詰まっていくにつれて、いろんな数字的なものも出てくるだろうというふうに思います。そういった中でも、さらに熊本は農業県でありますので、5品目に対しても、直接生活にかかわる人たちなんか、とても不安に思われていると思うんですよね。

だから、そういう方たちや県民に対して、意見を募集する窓口、そういったものを設けてもらって、要所要所で意見を集約することを県としてぜひやっていただきたい。それを、県民の少しでも不安解消になることと、その政策に結びつける、そういったことをぜひやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小原企画課長 今、早田委員の御意見では、県のほうからも積極的に正しい情報をお伝えして、県民の声を聞いてみてはというお話でございました。

いずれにせよ、この情報源というのが、私たちが持つてございません。ということで、その意見を聞くことによって、何か返せるものがあるかということ、これまた国のほうから持つてくるしか方法がないのでございまして、国の説明会等では——今ホームページを内閣府のほうで非常に詳しいのを立ち上げてございまして、これにつきましては、常に最新の情報を載せているということでございますので、前回の3月の委員会でも、こちらで御報告したのも、そのホームページからの内容を説明させていただいたということで、これが今のところは一番正確な情報だということで、こちらのほうをごらんいただけるように、県のほうのホームページからリンクを張るとか、そういうことは可能だと思いますけれども、そういうことで対処していきたいというふうに考えてございます。

○早田順一委員 言われていることはよくわかるんですけれども、ただ、今大詰めになってきて、関税も、段階的にですよね、なったとしても、段階的にだんだん減らされていきます。だから、今後、県として、幅広く——団体とか限られたところだけじゃなくて、県民に幅広く情報を——どういった不安を持つておられるのかというのを、やっぱり熊本県としても知っておく必要があると思うんですよね。だから、そういう作業というか、まあ手間かもしれませんが、県民の声をより多く聞く体制というのは、ぜひとっていただきたいと思うんですけれども。

○錦織企画振興部長 早田委員御指摘の点も、一理あると思っております。やはり、我々執行部も十分な情報がない中で、それ

以上に県民の皆様方は、大変日ごろ不安に思っているという、そのお気持ちは大変よくわかります。

一方で、情報がない中で、執行部のほうから、TPPが今度来るけれども、皆さん心配ではありませんかと聞いていくことが、逆に不要な不安を呼び起こす、このリスクもあろうかと思っております。

当面は、まずしっかりした情報がないもとは、余りそういったことをとるべきではないのではないかというのが私の思いでありまして、むしろ日々各地域の県民の方々との情報交換なり、あるいは皆さんの意見を酌み取られることに精通していらっしゃる県議会の先生方を通じて、その地域の総体としての意見を伺うことで、今後の対応に生かしていきたいと思っております。

以上です。

○早田順一委員 でも、それぞれの会場で説明会をされますよね。そのときに、アンケート調査とかもとられているじゃないですか。アンケート調査をですね。それもホームページにいろいろ出ていますけれども、これに関しても多分——まあ、一部じゃあるかもしれぬけれども、大体は総意しているかなというふうな思いはあります。しかしながら、私は、やっぱり県民の声というのがどういう声があるかというのは、県庁として、熊本県として必要じゃないかなと思うんですけれどもね。だから、その辺は検討していただければと思います。

○早川英明委員長 コメントはありますか。

○錦織企画振興部長 どういう形で県民の皆様のお意見を伺うことができるのか、そ

れがどういうタイミングなのかという点につきましては、早田委員の御指摘も踏まえた上で、将来的な課題として考えていきたいと思っております。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

○鬼海洋一委員 部長がおっしゃったように、そういうことだとは私も思います。それゆえに、非常に今無力な思いをしているわけですが、今情報としてわかっている範囲で、例えば市場アクセスの問題ですよね。医療だとか、食料品等の安全基準の問題だとか、こういうことの議論がどの程度進んでいるかということはわかりますか。

○小原企画課長 それぞれの各分野の進捗状況ですが、具体的な交渉はもちろん明らかになってはいないわけですが、やはり特に日米との交渉が中心となっていて、2月までは、これまでの米などの重要5項目の関税を守りたい日本と、自動車、それからトラックの関税を守りたい米国との交渉は平行線であったと。特に米国では、牛肉、豚肉の関税を強く求めている立場であるということでございます。

また、4月以降の日米協議では、数字として決まったものはないが、セーフガード、それから引き上げの時期などを組み合わせた、先ほども御説明しましたように、その方程式で、関税の率だけではなくて、セーフガードで引き続きあわせてそのパッケージで決めていこうということで合意したというふうに説明は聞いてございます。

また、5月の閣僚会議では、甘利大臣が各国の大臣と2国間協議を行った結果、これまで日米協議の様子見していた米国以外

との各国とも2国間協議が進んでいるということの説明を聞いております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 それ以上のことはお互いに知り得る手段がないとすれば、まことに残念だと思います。

ただ、交渉の経緯を見てみますと、非常に不安に思いますのは、何かアメリカの一つの州になるみたいな、決着はそういう状況になってもらったら困るなという思いがいたしておりまして、ここで言っても仕方のない話ですけれども、できるだけ交渉の経過がわかればお示しをいただきますように、改めてお願いしておきたいと思っております。

○城下広作委員 このTPP問題は、いわゆる政府が主導してやるから、県としてはあんまり手出しができない、ただ、我々は、意見書として、しっかりこういう問題があるからということで随時やってきているわけですね。

ただ、こうやって論議するのは、いわゆる関税が、例えば何%になるよと、撤廃されれば、本県の部分では、こういう分野でこういう影響があるよと、その予防線をまず張っておくとか、そうなった場合にはどう対応していくかということを考えることが大事な部分になると思うんですよ。そういう意味で、情報とか、できるだけやれるものだったらそれはやらなきゃいけないという早田先生の話だと思うし、我々も、関税が完全に撤廃されたら、こういう分野、例えば豚肉とかそういう鳥とか、こういうのはどう、今経営されている熊本県の経営者の方は、それを前提として、今後自分の経営をどうやっていくかということを早目に考えておかなきゃいけない、そうなる場

合もありますよという整理だと思うんですよ。

だから、大事なのは、今後、結果あったらどうやって対応するかということをご自分でしっかりと考えなきゃいけないし、それができるだけ早く流れがわかればやっていきたいという意見だったというふうに、我々もそうだと思います。

それと、農業だけではなくて、医療とかいろんな分野、産業の分野も、これも全くシステムがこちら側のシステムに変えられると、我々は、恐らく今の制度、生活の中でもかなり戸惑う部分があるだろうと。こういう想定されるものを、できるだけというか、わかりやすく教えるということもまた考えられるんじゃないか、提供することを整理してやる必要があるんじゃないかということが、どちらかといえば求められていることだと思いますので、その辺は我々も一緒になってやっぱり——恐らく条件的にはかなり日本が、ある意味ではのみ込まなきゃいけないような形になると思います、状況の中では。

そういうことを踏まえながら、我々も、どれだけ覚悟しとかないかぬかなということの今後は論議というか、予備知識、また心構えというのが大事になる委員会ではないかなと思って。後のほうが大事になるかなと、今感じがしております。どうなんでしょうかね。

○立川医療政策課長 医療政策課でございますけれども、お2人の委員から医療というお話がございましたので。

これは既にこの委員会で説明があっているかもしれませんが、TPPの交渉の俎上では、公的医療保険制度のあり方そのものについての議論等は対象になってご

ざいませぬ。そういうことで、今日本が誇る国民皆保険につきましては、この制度を揺るがすことがないというふうにはっきり国のほうでは、ホームページでも言い切っております。

また、医療ということで、医師、それから看護師資格の相互認証というようなことにつきましても、議論はしていないということが書いてありますし、あわせて、質の悪い医師とか看護師が入国しやすくなることはない、これもはっきりこういう言葉でホームページにも書いてあるところがございます。

医療につきましてちょっとお話が出たので、参考までに申しました。

○城下広作委員 それと、やっぱり根本的には、TPPが交渉がどうなろうとこうなろうと、日本の自給率というのは絶対上げなきゃいけないというのは、これはもともと食料の自給率は上げなきゃいけない。これは、この部分でしっかりと頑張るとかないかぬですね、やっぱり。仮に関税がどうだから負けるから、全部輸入しなきゃいけなくなった、安いのが入るというよりも、それは別次元として、日本は、日本の食料自給率は上げるということはずっと考えていかないといけないことだから、この辺は状況関係なしに、農業分野ではしっかりと頑張るとかないかぬという部分になると、絶対外国に依存だけというのは大変厳しい状況になるから、この辺は意識はしっかり持っておきたいなというふうに思いますけれどもね。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

国のほうの試算でも、この前、自給率の

ほうが、現在約40%ぐらいが27%ぐらいに下がるだろうというような試算がっております。

農業分野については、今交渉がどういう状況にあるかわかりませんが、強い農業をつくるということが、国際競争にも勝つ、自給率を保つということで、例えば農地の集約とか、あるいは強い、優秀な農産物をつくるとか、そういうところで強い農業づくりを進めていくことが、ひいては自給率を高めるということになりますので、それについては、TPPあるなしにかかわらず、一生懸命頑張って取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

○松岡徹委員 このTPP対策の特別委員会の、何というかな、審議の確度ですね。それから、執行部の報告の確度について、まずちょっと述べたいんですけども。

熊本県議会で全会一致で採択した意見書、3月17日付の。そこでは、1として、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物云々と、要するに党の問題で、昨年4月の衆議院及び参議院の農林水産委員会における決議を遵守し、国益を守り抜くことと、こういうようになっているんですね。これが一番この意見書の柱だと思うんですよ。

それで、国会決議はそれじゃどうなっているかということ、いわゆる米、麦等の農林水産物の重要品目について、除外または再協議の対象とすること、10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないことと、こういうふうになっているんですね。情報を開示することとか、そして最後のところでは、農林水産業、関連産業及び

地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すると、いわば決議の内容についての交渉いかんによってはですね。こういうふうになっているんですよ。

それで、いろいろ報道されて、まあ情報があんまり伝わらない問題はあるけれども、報道されている中身を個別的に、また総合的につないでいくと、結局はここで言うところの、8番目の交渉の帰趨いかんでは、言うならば重大な決議に政府を挙げて対応すると、こういうふうな中身ということじゃないんですか、実際上の日米交渉にしても、TPPの協議にしても。その点はどうなんですか。

○錦織企画振興部長 御趣旨が、ちょっともう一度明らかにしていただけるとありがたいのですが。論点はどの辺にございますでしょうか。

○松岡徹委員 今言うたとおり。要するに、この県議会決議、そして県議会決議を上げる国会決議に照らしてみても、いわば除外または再協議の対象とする、段階的な関税撤廃も含めないと、こういうのに照らして、実際はそうになってないんじゃないかということを知っているわけですよ。難しいことじゃない。

○錦織企画振興部長 今御指摘いただいたのは、自民党の決議文と、それから県議会の要請文ということでよろしゅうございませうか。

○松岡徹委員 これは自民党のがもとになっているわけ、これはですね。

○錦織企画振興部長 私ども熊本県といたしましては、別途蒲島知事の名で要望書を提出しております、この中では、政府への要望は、農林業者が抱えている強い不安を取り除くためにも、将来ビジョンを明確にして、その対策や財源を早急に示していただきたいという点と、それから、国民に対する情報提供に努めるとともに、農業県を含め、不安の大きい地方の意見を十分に配慮していただきたいという2点について、日ごろより陳情申し上げておるところでございます。

私ども執行部といたしましては、この要望書に基づいて国に対して望んでおるわけでございますが、県議会の意見書につきましては、県議会の中で自立的にお決めいただいているということでございますので、私ども執行部としてコメントする立場にはないと、このように考えております。

○松岡徹委員 それで、県議会のいわば審査の確度を言っているわけですよ。県議会としてはこういう決議をしたわけだから、それについて執行部としては説明をしてほしいということですか。おかしくはないでしょう。県議会は決議をしたので、こういう確度に照らして、それはまた国会で決議されているわけだから、その中身に照らして、実際の交渉の中身はどうですかということを知っているわけですよ。知事が同行したというなら、それならわかっていることで……（発言する者あり）

○錦織企画振興部長 今までも御説明しておりますとおりに、交渉の中身については、政府の中で守秘協定に基づいて情報管理がされておりますので、私どもその中身は全くわからないものですから、県の執行部と

してどうこうと申し上げられる情報もございませんし、恐縮でございますが、そのあたりについてはコメントのいたしようがないというのが現実でございます。

○松岡徹委員 だから、さっきもあつたけれども、いわば安心だとかというものは全くないわけですよ。わからないわけでしょう。

それで、例えばさっきわからないと言ったけれども、甘利大臣の方程式の話が出たけれども、甘利大臣の方程式はどういう中身かという、いわば交渉担当の渋谷という内閣審議官が言っているのは、第1点は、途中段階も含めた具体的な関税率、2点目は、関税を引き下げる期限と方法、3番目が、輸入が一定量を超えた際にかけるセーフガード、こういうふうなことを方程式と言っているわけであって、こういうのは明らかになっているわけだ、いわば報道で。こういうのを報告して、だから、今の日米交渉のあるいはTPP交渉の中身というのは、県議会で決議した中身とか、その前提になっている国会決議に照らしてみると、非常に、いわば望ましくない中身になっているということじゃないですか。そんなのもわからないわけ。明らかになっているじゃないですか。

○錦織企画振興部長 方程式の中身でございますが、恐らくおっしゃられているのは、1つには、ステージングと一般に言われる関税率を、一定の期間の中で機械的に下げていくというプロセスと、それから、いわゆるセーフガードと呼ばれる、緊急時、要するに急激に輸入量がふえたり、輸入価格が下がったりしたときに輸入量を制限するというシステムをどう組み込むかと、そし

て最後に、関税率そのものを最終的にどう設定するかと、この3つの組み合わせで今議論がなされているというふうに報道でもなされておりますけれども、その具体的な制度設計の中身については、私どもに対しても説明は行われておりませんので、その評価につきましては、私どもでは現時点では全くできないというのが事実でございます。

○松岡徹委員 だから、まさに方程式という形でいわばぼかしているけれども、あなたは順序を逆に言ったけれども、報道されているのは、僕が言ったとおり、1、2、3になっているわけだ。まさに、その関税の率、関税を引き下げた場合の、段階的にする場合の問題とか、そしてセーフガードと、これらをセットにして方程式と甘利大臣は言っているわけで、それは県議会の決議、それから国会の決議に照らして違う中身じゃないですか、率直に言って。関税の引き下げとか、段階的な引き下げというのは、そういうのはやらないというのが国会決議だし、いわばそれを求めるというのが県議会の決議でしょうが。読めばわかるじゃないですか。そうじゃないですか。何を言っているんですか。

○錦織企画振興部長 いずれにしても、それがどの程度の水準のものなのか、私どもは知らされておきませんので、果たしてそれが重要5品目と呼ばれる日本の農産品の産業界にどの程度の影響を与えるものかというのが私ども把握できておりませんので、それが県議会様あるいは県がお願いしているところの要望書の内容に沿ったものであるかどうかの評価もできないというのが私どもの理解でございます。

○松岡徹委員 要するに、わからぬこと自体がこのT P P交渉自体のまた本質的な問題でもあるんだけど、それはまたとして、今確認すると、細かいことはわからないけれども、関税率の引き下げとか、段階的な引き下げということを含んでいることについては、いわば県議会決議は国会決議に照らしては沿わないものだという事はわかるでしょう。

○早川英明委員長 部長、今委員が言われよつとは——ただ、今執行部が私たちにこの場で説明をされるのは、報道といっても、その報道そのものが正確か何かはわからぬ、本当に政府が今伝えとつとではないということでしょう。

○小原企画課長 先ほどの方程式の中身については、今委員長がおっしゃられました、新聞報道と国の説明との両方ございますが、先ほど冒頭私が説明したのは、全て——最後の部分のオバマ大統領の話以外は、全部国の、政府の説明でございます。したがって、セーフガード、関税等の方程式の話がありましたけれども、それから先の中身の話までは聞いておりません。

先ほどの国会決議、それから自民党の決議ということでございますが、それに関しては、それが合致しているのか、合致していないかというのは、決議した側の方々が判断されるものであって、我々としてそれを判断できる立場にはないというふうには思っております。

○松岡徹委員 よそごとのごて。要するに、熊本県議会で決議をして、3月に。国会決議に照らして、ちゃんとしてくれと決議し

たわけですよ。政府のことじゃないんですよ。熊本県議会が、いわば自民党から共産党まで全会一致で賛成して決議した意見書なんですよ。これに照らして、実際の交渉はそうじゃないんですかと、これに抵触する中身じゃないんですかと聞いておるのが、何が政府の話になりますか。政府の話じゃないでしょうが。県議会で決議したことだから。

○錦織企画振興部長 繰り返しになりますが、県議会で決議されました意見書については、私ども執行部が、それを当てはまる、当てはまらないという評価をする立場にはないということを明確にさせていただきます。

○松岡徹委員 県議会と執行部はどういう関係にあるんですか。県議会は、執行部のことについて聞いたり、ただしたりする関係でしょう。チェック・アンド・バランスですよ。だから、県議会の特別委員会で、まさにT P Pの特別委員会で、T P P問題について全会一致で決議した内容に照らして聞くことに対して、執行部があずかり知らぬという問題じゃないでしょう。何を言っているんですか。

○錦織企画振興部長 済みません、もう一度ちょっと議論の整理をさせていただきたいと思いますが……

○松岡徹委員 議論の整理じゃなく、僕が言っていることに答えて……

○錦織企画振興部長 大前提として、県議会様のほうで策定された意見書については、その要望内容が実際に政府が行っているこ

とと整合性があるのかないかということは、これは要望される方が判断すべきことだと一義的に考えておりました、その次のステップがございまして、じゃあ仮にその評価を誰かができるとしても、第三者がそれを評価できるとしても、実際にじゃあ、政府が実際に行った措置が具体的に何なのかわからない状態で、それが当てはまっているか、当てはまってないかはわからないという2つの問題があります。

そもそも今の段階では、県議会様が出された意見書を県執行部としては評価する立場にないという段階で既にとまってしまっているのです、もう全ての議論はそこに尽きているということだと思っております。

○松岡徹委員 要するに、県議会で決議をした、そして、その後特別委員会が開かれている、それに対する執行部の報告は、それにかみ合った報告じゃなかったから、県議会の決議について執行部に私が伺っている、それに対するリアクションが、回答があって当然だと私は思いますが、もうこれだけ言っただけでもしょうがないから、私は、そのことを指摘しておきたいと思っております。

○松田三郎委員 先ほど城下委員おっしゃった御指摘というのは、非常に重要な点があるかと思っております。

そもそも、これは身もふたもないような話でもしょうがないでしょうけれども、最終ページの今回の26日開催予定のですね。先ほどの議論のように、中身とか情報とかいっても、皆さんのせいじゃなくて、これはもうわからないとか、出しようがないというのは、これは決して県職員の方のせいではなくて、この協定の性質であるとか、あるいは相手があつての交渉事の性質から

当然そういう制約があるんでしょうから、なかなか皆さんに、これはけしからぬ、いっちょん調べとらぬな、わからぬなと言うつもりはございません。

じゃあ、国の関係の方でわかるのかと。この資料の箱の中ですね。県内関係団体や県民等に対する情報提供と、これが1つ、それと、地方の意見を伝える場と、大きく2つのこの開催の趣旨、目的があるんでしょうけれども、この委員会での議論を通して、情報提供といっても大体想像がつくレベルでございまして、例えば地方の意見を伝えるといっても、先ほど鬼海委員もおっしゃったように、例えば我々もある意味でその中身については——無力感という言葉が使われましたけれども、それもあるように、例えばいろいろ伝えたからといって、じゃあその交渉担当官とか担当大臣が、それを全て引き受けて、その方向でできるかという、やっぱり交渉事でしょうから、なかなか我々が言ったのが伝わるのかなというのは、まあ逆に伝わらないんだろうというような意味でのある意味では無力感とかがあるので——私は行きますよ。この勉強会には行きますけれども、こういう感じで内閣から来られて、恐らくいろいろな質問をしても、いや、それはわかりませんか、言えませんかとかという、自分の一方的な説明に終始するんだろうと思っております。

参考までに、昨年ですか、九州の県議会の勉強会に、あるシンクタンクの方が講師で、ある意味で、立場は別として、ある程度わかりやすい、踏み込んだ話をなさいました。この方は農林省の出身で、当時、ガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉官の一人であつたと。今民間のシンクタンクに行かれて——農林省出身だから、どっちかという慎重派かなと思ったら、これはどん

どん加入していかなきゃならない、まあ立場が変わられたからかもしれませんけれども、そういうお立場で過去の交渉の経緯とかをお話になりました。

ぜひ今度機会がありましたら、そういう、何というか、ごりごりの推進派とごりごりの反対派、これは別に国家公務員じゃなくて、ある程度無責任に、身軽に言える人のバトルを聞かせていただいたほうが、県民には、まあ多少誤解も含めて伝わり方もあるかもしれませんが、より興味を持っていただくとかあるいはイメージをしていただくには、これだけ限られた、超限られた情報しかない中では、ひとつ関心を持っていただくというので有益かなと思いますので——私は、26日、行きますよ。行きますけれども、次回、機会がありましたらですね。

というのは、ここから城下先生の話になりますけれども、先ほども情報提供——要望書の中に、知事も情報提供を可能な限りしてくれと、あるいは県民の不安を取り除く、早田先生の御発言もありましたが、恐らくある程度の県民の不安、いろいろなお立場からの不安というのは、我々もある程度把握しているつもりですし、皆さんも、こういう立場、こういう分野の方はこういう心配とか懸念があるというのは、重々把握していらっしゃるんだと思います。

ただ、冒頭言いましたように、それを我々が言ったからといって、じゃあそのとおりになるのかというのは非常に懐疑的です。あるいはさっきも言いましたように、情報提供ももうなかなか難しいんだろうということであるならば、これはもうちょっと先、委員長、副委員長にお願いですが、城下先生おっしゃったように、ある程度先で形が見えてきた段階で、国会においては批准の手続が必要でしょうし、

その場合は県選出の国会議員にいろいろ我々が働きかけるという場も来るでしょうし、その前にあるいはその前後して、行政府としてもこういう締結をするあるいはしたけれども、それによって被害をあるいは受けられるような産業とか分野があるならば、こういった支援とか取り組みをしていかなければ——極力影響がないようにというところに大体我々の主眼も置きつつ——まあ、だんだん先になると情報ももう少し出てくるのかもしれないので、そういったあり方について、我々も委員として少しずつシフトをしていくという時期なのかなと思っておりますので、どちらかという意見でございますが、何か小原課長ありましたら。

○小原企画課長 今回の説明会につきましては、3月6日に都道府県向けの説明会があったんですが、そのときに政府のほうから、ぜひ正しい情報を政府のほうから国民の皆さんに御説明をしたいということで、ぜひ地方で説明会を開催するのであれば、政府の内閣府のほうから担当官が参るからということで始まったものでございます。

これまでも、九州では、佐賀を初め、宮崎、鹿児島でやっております。今回、26日、やっと私どもも担当官が来られる都合が付きましましたので、基本的には現在の状況を御説明していただくと。

また、冒頭早田委員のほうからございましたけれども、県民のいろんな意見があるんじゃないかということでございますので、今回は参加する方々に事前に質問書もとって、どういう不安をお持ちなのか、どんなことを知りたいのかということ事前に担当官のほうにお渡しして、それを踏まえて当日は御説明をしていただこうというふう

に考えている次第でございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 じゃあ、ある程度質問に――1問1答じゃないでしょうけれども、ある程度答えられることも期待できるかな。

○小原企画課長 その質問の中身、それから量にもよると思います。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

○早田順一委員 今の松田先生のお話なんですけれども、徐々に数字的なものがだんだんだん明らかになってくるときに、今意見をいろいろ前もって聞くということを言われました。錦織部長も、将来的にそういうアンケートをとりたいという、将来的にと言われましたけれども、やはりこれから数字がだんだん見えてくる中で、各種団体とか、我々も、近くの人には説明ができると思うんですけれども、なかなか全部の不安に対してはやっぱりできないと思うんですよね。

だから、将来的じゃなくて、近い将来に窓口でもつくっていただいて、県民からこういう問い合わせとか、そういう窓口というのがこれから必要になってくるんじゃないかなと思いますけれども、今そういう体制にはなってないですかね。

○小原企画課長 はい、そのような体制は今のところってございません。

○早田順一委員 だから、今後数字的にどんだんだんだん現状が明らかになってくる段階において、そういう窓口も私は必要じゃないかなと思いますので、その点は御検

討いただきたいと思います。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

○松岡徹委員 じゃあ、最後にちょっと要望。

蒲島知事もよく言われるけれども、執行部と県議会の連携といいますか、私に言わせれば、緊張度を含んだ適切な関係といいますか、県議会と執行部の。先ほどの私の問いかけに対する部長の答弁は、全てかみ合ってなかったなというふうに思っておりますが、部長がきょう述べられた最後に、執行部としても、県議会の皆様と連携をしながら精いっぱい頑張りたいと思っておりますので、先生方の御指導のほどよろしくお願ひしますと申し上げておられますけれども、こういうような点も踏まえて、県議会と執行部の緊張度も含んだ適切な関係をこのTPPの特別委員会で運営していただければと、要望しておきます。

以上です。

○早川英明委員長 よろしくお願ひします。それでは、ほかにございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○早川英明委員長 なければ、質疑はこれで終了したいと思います。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託された調査事件につきましては、審査未了のために、次期定例会まで本委員会を存続し審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○早川英明委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他について、何かございませんね。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○早川英明委員長 なければ、これを持ちまして本日の委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時34分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

TPP対策特別委員会委員長